

社会福祉法人 仁正会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬について定めたものである。

(摘要範囲)

第2条 この規程は、理事長、業務執行理事等の役員に摘要する。

(報酬の原則)

第3条 報酬は原則として、役員在任期間中のみ支給する。

(報酬額の決定)

第4条 報酬額は、次に掲げる年俸額の範囲内での支給とし、次年度収支予算とともに、評議員会の議決を得て決定する。年俸額は、原則として役員任期期間中は変更しないものとする。但し理事長が必要と認めた場合は評議員会の議決を得て変更することができる。

総支給額 20,000,000円以内

(報酬の支給方法)

第5条 原則として、報酬年額の12分の1を毎月の指定日に、当該等役員の指定する銀行へ振込む方法により支給する。ただし、期中において退任した場合は、退任月分まで支給し、翌月分からは支給しない。

付 則

1. この規程は、平成29年7月1日から施行する。
2. この規程を改正する場合は、評議員会の議決を必要とする。